

花巻市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 105,455	千円 48,344,428	千円 542,534	千円 9,427,510	% 19.5	% -

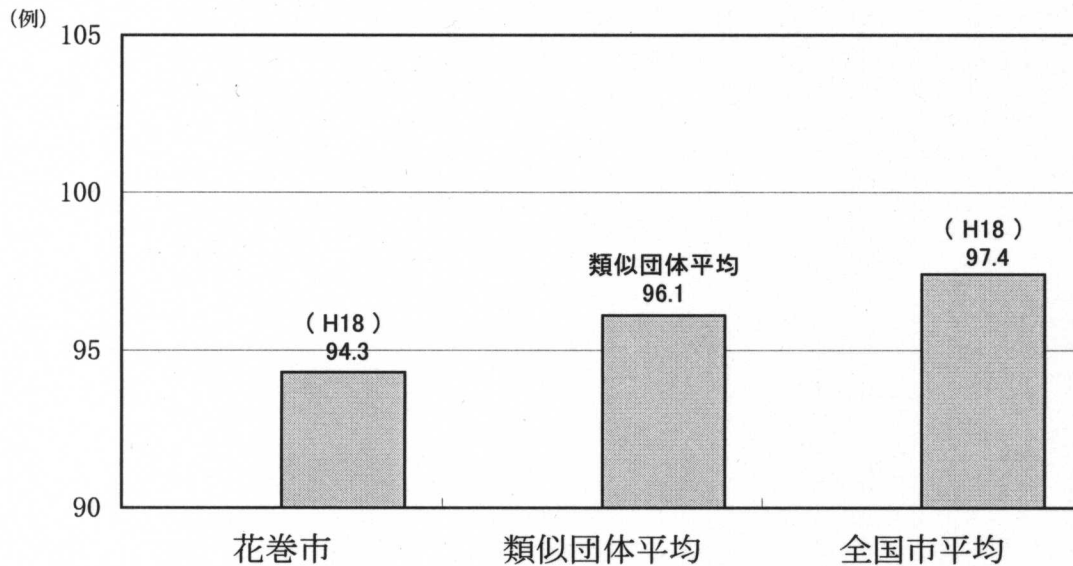
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 1,057	千円 4,120,576	千円 773,604	千円 1,673,837	千円 6,568,017	千円 6,214	千円 -

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、普通会計における平成18年1月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 366,209	円 379,762	円 △13,553 (△3.57%)	% △ 0.35	% △ 0.35	% △ 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 4.21	月 4.45	月 △ 0.19	月 4.45	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成18年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
花巻市	42.6 歳	331,065 円	381,971 円	360,007 円
岩手県	42.1 歳	351,368 円	411,756 円	383,224 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.5 歳	344,188 円	406,934 円	379,316 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
花巻市	43.1 歳	300,996 円	323,558 円	319,594 円
うち 学校給食員	42.0 歳	292,602 円	308,275 円	302,767 円
うち 清掃職員	46.2 歳	347,120 円	389,304 円	364,120 円
うち 校務員	47.9 歳	319,561 円	343,962 円	335,745 円
岩手県	46.1 歳	326,009 円	362,512 円	346,910 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	47.5 歳	313,786 円	344,313 円	334,304 円
民間事業者平均	歳	—	円	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
花巻市	45.4 歳	353,871 円	379,803 円
岩手県	42.8 歳	389,049 円	486,815 円
類似団体	歳	円	円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
花巻市	41.3 歳	333,835 円	415,392 円	356,522 円
岩手県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		花 巻 市	岩 手 県	国
一般行政職	大学卒	159,700 円	170,200 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	135,600 円	—
	中学卒	122,900 円	127,700 円	—
教育職	大学卒	159,700 円	190,500 円	—
	高校卒	138,400 円	147,000 円	—
消防職	大学卒	156,200 円	円	—
	高校卒	156,200 円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,883 円	304,673 円	336,980 円
	高校卒	221,386 円	263,900 円	319,400 円
技能労務職	高校卒	223,529 円	265,000 円	297,740 円
	中学卒	— 円	251,050 円	— 円
教育職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	270,100 円	279,950 円	— 円
	高校卒	242,640 円	— 円	315,900 円

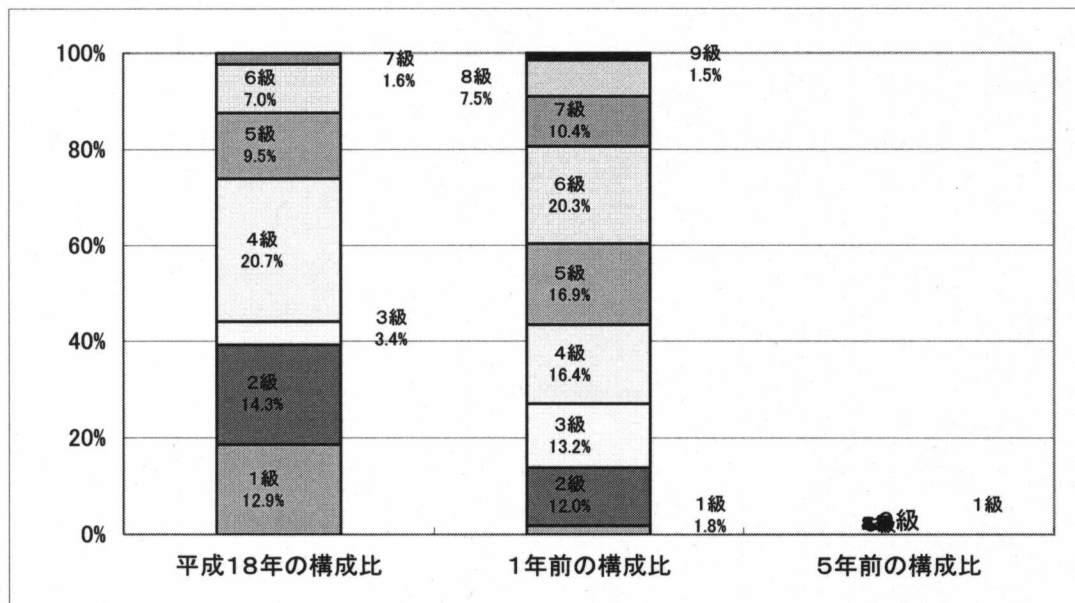
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・総合支所長	10人	1.6%
6級	指定課長	44人	7.0%
5級	課長	60人	9.5%
4級	課長補佐	130人	20.7%
3級	主査	214人	34.0%
2級	主任	90人	14.3%
1級	主事	81人	12.9%

(注) 1 花巻市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
18年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %
17年度	職 員 数 A	— 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

花 巻 市	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,756 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

花 巻 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給)	勤続20~25年の者に限りあり				
1人当たり平均支給額	9,134 千円	24,667 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			2,943 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			420,471 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	2 人	13 %
大阪市	11 %	人	11 %
名古屋市	11 %	人	11 %
福岡市	7 %	人	7 %
仙台市	3 %	人	3 %
	%	人	%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
名古屋市	12 %	12 %
福岡市	10 %	10 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		29,857 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		195,146 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		13.6 %	
手当の種類(手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(1) 税務職員手当	市税の徴収に関する事務に従事する職員	滞納処分	1件当たり440円
(2) 防疫作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症患者等輸送、汚染物件の消毒	1件当たり440円
(3) 清掃作業手当	不快な業務に従事する職員	犬猫等死体処理	1件当たり220円
(4) 行路死病人等取扱手当	社会福祉事務に従事する職員	行路死病人の取扱業務	1回当たり3,300円
(5) 除雪作業手当	除雪作業に従事する職員	除雪車による除雪作業、除雪車誘導	1日当たり330円
(6) 用地交渉手当	土地の取得、損失の補償交渉に従事する職員	現地での土地取得又は損失の交渉	1日当たり330円
(7) 死体処置手当	不快な業務に従事する職員	死体処理	死体処置料の100/100
(8) 放射線研究手当	診療放射線技師	放射線研究	1月当たり3,000円
(9) 臨床検査研究手当	臨床検査技師	臨床検査研究	1月当たり3,000円
(10) 薬学研究手当	薬剤師	薬剤処方	1月当たり30,000円
(11) 医学研究手当	医師	診療	1月当たり500,000円

(12) 救急業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	救急患者救助、医療機関への搬送	1回当たり700円
(13) 夜間特殊業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	夜間勤務	1回当たり1,100円
(14) 出勤手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	火災、災害、救助のための現場出勤	1回当たり240円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (17年度決算)	387,915 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	377 千円
支給実績 (16年度決算)	352,010 千円
職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	342 千円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	<small>元金13,000円</small> 配偶者以外の扶養親族 2人目まで 1人 6,000円 3人目以降 1人 5,000円 (ただし、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額	同		155,289 千円	235,286 円
住居手当	借家 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 自宅 3,000円 単身赴任手当受給者の留守家族が借家に居住する場合 職員本人が居住する場合の手当額の2分の1	異	自宅 2,500円	35,066 千円	178,908 円

通勤手当	①電車・バスを利用する場合 運賃等相当額に応じて50,000円を上限として支給 ②乗用車などを使用する場合 使用距離等に応じて2,000円～23,400円を支給 ③異動により特急・高速道路などを利用することが必要になった場合 負担している特急・高速道路料金などの額の2分の1(20,000円を限度)を加算	同		65,999 千円	68,821 円
管理職手当	給料月額100分の8～16を乗じて得た額	同		62,093 千円	466,863 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に125～150/100の範囲の割合を乗じて得た額を支給	同		61,814 千円	106,576 円

5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	職名	給料	(参考)類似団体における最高/最低額	
			市長	900,000 円 (- 円)
給料	助役	720,000 円 (- 円)	877,000 円	624,700 円
	収入役	657,000 円 (- 円)	779,000 円	562,500 円
	議長	431,000 円 (- 円)	564,000 円	346,800 円
報酬	副議長	369,000 円 (- 円)	514,000 円	285,800 円
	議員	339,000 円 (- 円)	480,000 円	257,800 円
	市長	(18年度支給割合)		
期末手当	助役	3.35	月分	
	収入役			
期末手当	議長	(18年度支給割合)		
	副議長	3.35	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助役	給料月額×在職月数×0.425	18,360 千円	任期毎
	収入役	給料月額×在職月数×0.245	8,467 千円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×0.215	6,780 千円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。(※本市では、減額措置はありません。)
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。